

第5次地域福祉活動計画

骨子（案）

令和2年2月

海老名市社会福祉協議会

目 次

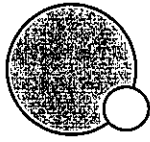
第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間と進行管理	3
4	計画の基本的な考え方	4
	(1) 基本理念	4
	(2) 基本目標	5
5	計画の体系	7

第2章 施策の展開(作成中)

第3章 資料(作成中)

海老名市の現状



第1章 計画の策定にあたって

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民や関係機関・団体がお互いに支え合い協力して、福祉の課題解決に取り組むことです。

つまり、ふだんのくらしのしあわせ にするために、地域が一体となって課題解決に向けて助け合って行動することです。

しかしながら現状では、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化し、地域のつながりの希薄化、若者・高齢者等の引きこもりや生活困窮者の増加など、地域が抱える課題やニーズは複雑化・多様化しています。

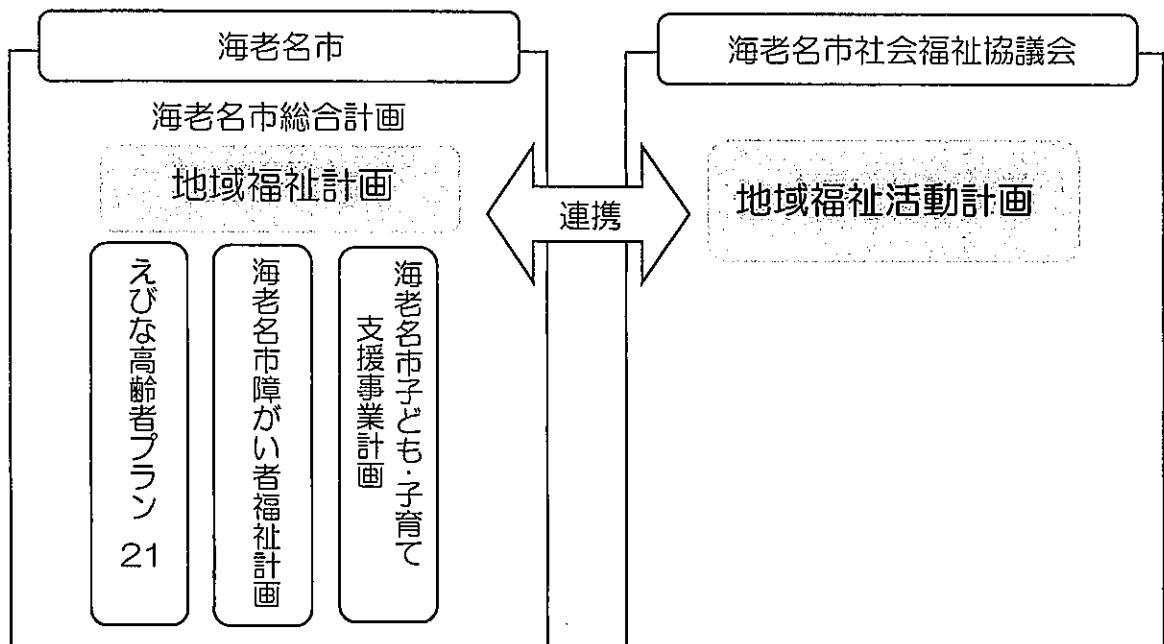
このような複雑化・多様化するニーズや課題に向けては、公的サービスだけでは制度の狭間で見過ごされてしまったり、また、住民相互の助け合い・支え合い活動だけでも解決が困難な場合があります。双方が一体となって取り組むことにより、課題の解決へとつながり、安心して暮らせるまちの実現へ向けた地域福祉推進の一歩となるのです。

海老名市社会福祉協議会では、第4次地域福祉活動計画において、地域の困りごとを発見・共有していくためのしくみや、関係機関や団体との関係づくり、ふくし共育としての人づくり、元気で楽しいまちづくりを目標とし、地域活動を支援してまいりました。この度、第4次計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを継承するとともに、地域福祉の新たな概念である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するために、令和2年度から令和6年度までの5か年計画として、第5次地域福祉活動計画を策定します。



計画の位置づけ

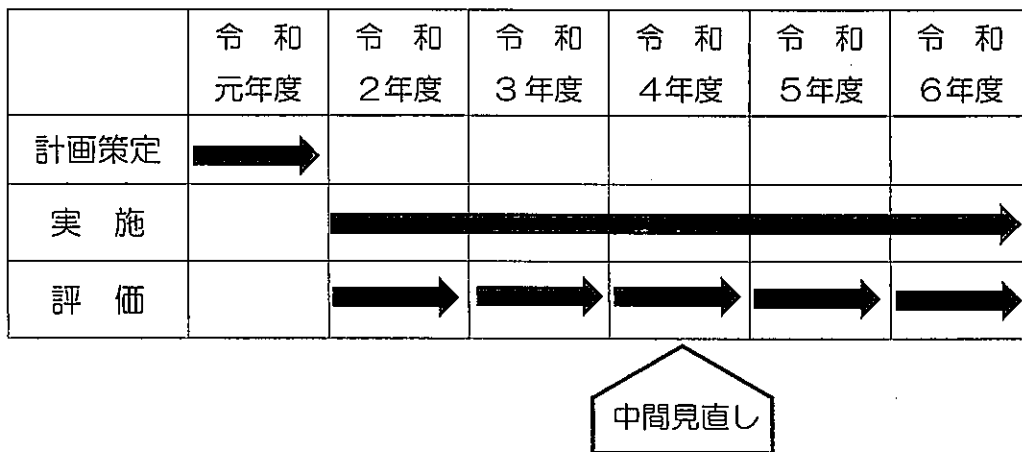
社会福祉法により、地域福祉を推進するために、市では地域福祉計画を策定することが定められており、これは、海老名市の地域福祉推進の大きな方向性を示すものです。一方、地域福祉活動計画は、住民の地域福祉への参加意欲の高揚を図り、住民や福祉施設等関係機関・団体の参加や協力・連携など、多様な主体により地域福祉の推進を図っていくための具体的な行動計画です。この二つの計画は、相互に連携し、いわば車の両輪となって地域福祉を進めていくこととなります。



計画の期間と進行管理

第5次地域福祉活動計画は、令和2年度から令和6年度月までの5か年を期間とします。

社会福祉制度改革や諸施策および社会情勢の変化などを勘案し、中間的な見直しを行います。また、地域福祉活動計画推進委員会において、計画の実施状況の進行管理（把握・点検）を継続的に行っていきます。





計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

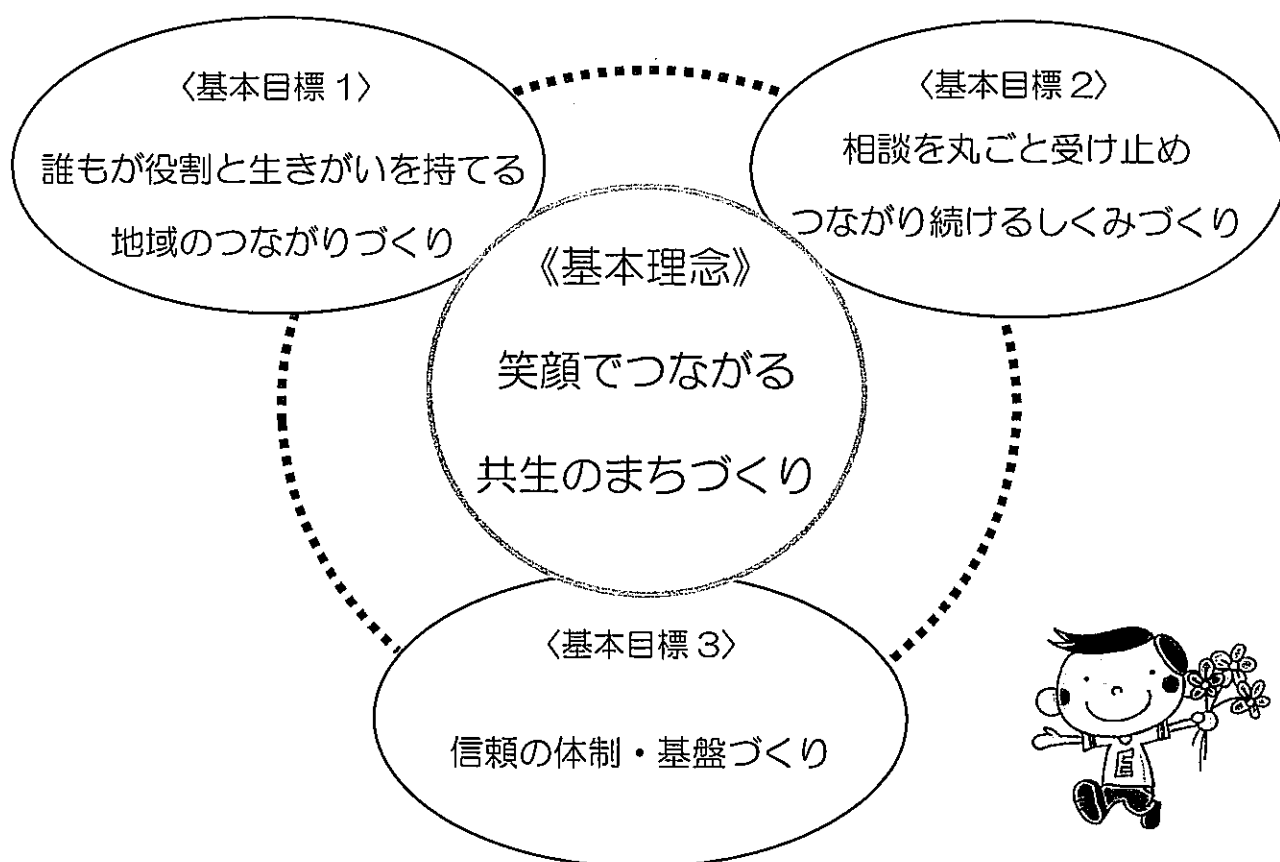
本計画では、これまでの計画の取り組みをふまえながら、さらに住民一人ひとりが主役となり、地域で支え合って共に生きていく「地域共生社会」の実現に向け、以下の理念を設定し推進していきます。

笑顔でつながる 共生のまちづくり	
笑 顔	日々の生活の中で悩んだり困った時、まわりの人の笑顔に元気づけられたり、勇気をもらうことがあります。人の笑顔は、立ち止まってしまった時一歩前に進む、そして生きる活力をも生み出す大きな力があるのです。そんな笑顔を地域に増やしたいという願いを表現しています。
つな がる	生きづらさや課題を抱えている人も孤立することなく、社会の一員として地域とつながり関わりながら、自分らしい生活を送ることができる地域を目指していくことを表現しています。
共 生	地域活動の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる、生きがいを持てる地域を目指していくことを表現しています。
ま ち	一人ひとりの生活の場であり、活躍の舞台である地域を表現しています。

(2) 基本目標

基本理念「笑顔でつながる共生のまちづくり」を実現するために、以下の3つの基本目標を設定します。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 基本目標 1 | 誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり |
| 基本目標 2 | 相談を丸ごと受け止めつながり続けるしくみづくり |
| 基本目標 3 | 信頼の体制・基盤づくり |



○基本目標の内容

〈基本目標 1〉 誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり・・・

高齢や障がいのある方だけでなく、住民誰もが役割と生きがいを持ちながら、お互いに支え合える地域を目指します。また、様々な理由により生きづらさを抱えている方の孤立を防ぎ、社会とのつながりや参加を支援します。

〈基本目標 2〉 相談を丸ごと受け止めつながり続けるしくみづくり・・・

地域の様々な相談をまずは丸ごと受け止め対応する、または関係機関につながるとともに、自立に向けてつながり続ける継続的支援を目指します。相談者を中心とした伴走型支援に向け、多機関協働のネットワーク構築を推進します。

〈基本目標 3〉 信頼の体制・基盤づくり・・・

社協の役割や機能を十分に発揮するための体制づくりと基盤強化を進めます。また、活動の見える化を図り、地域、企業、関係機関等からの理解と信頼の得られる組織を目指します。



基本理念

笑顔でつながる共生のまちづくり

基本目標

基本目標1
 誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり

高齢や障がいのある方だけでなく、住民誰もが役割と生きがいを持ちながら、お互いに支え合える地域を目指します。また、様々な理由により生きづらさを抱えている方の孤立を防止、社会とのつながりや参加を支援します。

基本施策

- (1) 支え・支えられる(お互いさま)のしくみづくり
- (2) 地域交流の場づくりや活動促進の支援
- (3) ボランティア活動の支援
- (4) 福祉共育(人づくり)の推進
- (5) 孤立の防止と社会参加への支援

支援事業

- ① 地域福祉活動支援事業
- ② 生活支援体制整備事業
- ① 地域福祉活動支援事業
- ② 生活支援体制整備事業
- ③ 介護予防普及啓発事業
- ④ 外出支援事業
- ① ボランティアセンター活動支援事業
(福祉講習会等事業、地域ボランティア育成事業、ボランティアグループ活動助成事業)
- ① ボランティアセンター活動支援事業
(福祉体験学習事業、地域ボランティア育成事業)
- ② 担い手養成事業
- ① 福祉サービス利用援助事業
(日常生活自立支援、法人後見、成年後見・総合相談センター)
- ② 障がい者支援事業(K.T.S、共同受注、就労チャレンジ)
- ③ 生活困窮者自立支援事業

笑顔でつながる共生のまちづくり

基本目標

基本目標2
 困りごとを丸ごと受け止め
 つながり続けるしくみづくり

地域の様々な困りごと相談をまずは丸ごと受け止め対応する、または関係機関につなぐとともに、自立に向けてつながり続ける継続的支援を目指します。相談者を中心とした伴走型支援に向け、多機関協働のネットワーク構築を推進します。

基本施策

- (1) 自立に向けてつながり続ける継続的支援体制の強化
- (2) 関係機関との連携・協働

支援事業

- ① 福祉サービス利用援助事業
 (日常生活自立支援、法人後見、成年後見・総合相談センター)
- ② 障がい者支援事業 (K.T.S、共同受注、就労チャレンジ)
- ③ 生活困窮者自立支援事業
- ④ 資金貸付相談事業
- ⑤ 地域包括支援センター事業 (基幹型地域包括支援センター)
- ⑥ 認知症対策事業 (高齢者(認知症)あんしん補償事業)
- ⑦ 障害福祉サービス事業

基本目標3
 信頼の基盤・体制づくり

社協の役割や機能を十分に発揮するための基盤強化と体制づくりを進めます。活動の見える化を図り、より多くの市民の皆さま、企業や関係機関等からの理解と信頼の得られる組織・活動を目指します。
 また、公益的な立場として市内社会福祉法人間の連携・協働のしくみづくりを進めます。

- (1) 社会福祉法人・企業等との連携強化
- (2) 災害時に備えた取り組みの推進
- (3) 組織の基盤強化と体制の充実

- ① 共同募金推進事業
 - ② 企画広報事業 (ふれあい福祉事業)
 - ③ 福祉人材育成事業
- ① 災害救援事業
- ① 法人運営事業
 - ② 企画広報事業
 - ③ ふれあい基金運営事業
 - ④ 共同募金推進事業